

議第109号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後												
付 則	付 則												
1・2 略	1・2 略												
3 旧下蒲刈町，旧川尻町，旧音戸町，旧倉橋町，旧蒲刈町，旧安浦町，旧豊浜町及び旧豊町の区域（以下この項及び次項において「旧8町区域」という。）における世帯に係る第32条第1項の規定により徴収するし尿の処理手数料の額については，同項の規定にかかわらず，当分の間，付則別表に定める額とする。	3 旧下蒲刈町，旧川尻町，旧音戸町，旧倉橋町，旧蒲刈町，旧安浦町，旧豊浜町及び旧豊町の区域における世帯に係る第32条第1項の規定により徴収するし尿の処理手数料の額については，同項の規定にかかわらず，当分の間，付則別表に定める額とする。												
4 略	4 略												
付則別表	付則別表												
1 旧下蒲刈町の区域	1 旧下蒲刈町，旧川尻町，旧蒲刈町及び旧安浦町の区域												
1世帯又は1施設につき，次の割合で計算した額の合計額とする。	1世帯又は1施設につき，次の割合で計算した額の合計額とする。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">18リットルまでごとにつき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">305円</td> </tr> <tr> <td>き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くみ取り1回につき</td> <td style="text-align: center;">488円</td> </tr> </table>	18リットルまでごとにつき	305円	き		くみ取り1回につき	488円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">18リットルまでごとにつき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">366円</td> </tr> <tr> <td>き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くみ取り1回につき</td> <td style="text-align: center;">586円</td> </tr> </table>	18リットルまでごとにつき	366円	き		くみ取り1回につき	586円
18リットルまでごとにつき	305円												
き													
くみ取り1回につき	488円												
18リットルまでごとにつき	366円												
き													
くみ取り1回につき	586円												
2 旧川尻町の区域													
1世帯又は1施設につき，次の割合で計算した額の合計額とする。													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">18リットルまでごとにつき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">305円</td> </tr> <tr> <td>き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くみ取り1回につき</td> <td style="text-align: center;">488円</td> </tr> </table>	18リットルまでごとにつき	305円	き		くみ取り1回につき	488円							
18リットルまでごとにつき	305円												
き													
くみ取り1回につき	488円												
3 旧音戸町の区域	2 旧音戸町の区域												
1世帯又は1施設につき，それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。	1世帯又は1施設につき，それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。												

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	普通便槽	月額610円
	無臭便槽	月額610円
	市長が別に定める地域	月額610円
くみ取り1回につき	普通便槽	488円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	488円
	略	
	一般家庭以外の施設	488円
	略	

(3) ・(4) 略

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき，それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額610円
くみ取り1回につき	550円

備考 略

(2) 従量制（定額制を適用するものを除いたものに適用する。）

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき		月額732円
	略	
くみ取り1回につき	普通便槽	586円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		366円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	586円
	略	
	一般家庭以外の施設	586円
	略	

(3) ・(4) 略

3 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき，それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額732円
くみ取り1回につき	586円

備考 略

(2) 従量制（定額制を適用するものを除いたものに適用する。）

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき	簡易水洗	488円
	簡易水洗以外	550円

(3) 略

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき		488円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき		488円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制 (齋島地区以外の地区)

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき		488円

(2) 従量制 (齋島地区)

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき		488円

(3) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、50メートルを超えて20メートルまでごとに		51円
---------------------------------	--	-----

8 旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとにつき		366円
くみ取り1回につき		586円

(3) 略

4 旧豊浜町及び旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとにつき		366円
くみ取り1回につき		586円

(2) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき、50メートルを超えて20メートルまでごとに		51円
---------------------------------	--	-----

18リットルまでごとにつき	305円
くみ取り1回につき	488円

(2) ホース加算（ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）

くみ取り1回につき、50メートルを超えて20メートルまでごとに	51円
---------------------------------	-----

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき734円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額610円
くみ取り1回につき	488円

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	305円
くみ取り1回につき	488円

2 略

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき881円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。）1人につき	月額732円
くみ取り1回につき	586円

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとにつき	366円
くみ取り1回につき	586円

2 略

(提案理由)

一般廃棄物処理手数料（し尿）の額を改定するため、この条例案を提出する。